



宮若市多子世帯届出保育施設利用者支援事業

届出保育施設を利用する多子世帯に
利用者負担額（保育料）の補助
を行います。

※継続利用の場合、12月末までに申請が必要です。

・ 補助の内容

保護者（市税等の滞納がない方）が養育している児童（18歳到達後最初の3月31日までの児童）のうち、年長者を第1子として年長順に数え、第2子以降の0～2歳児クラスの児童が次の施設を利用する場合に、利用負担額を補助します。

・ 対象施設

認可外保育施設、企業主導型保育施設

・ 補助額

対象の子どものうち第2子以降に係る利用者負担額・全額
（延長保育料、給食費等は対象外です）

・ 支給方法

保育施設に保育料をお支払い後、一年分（1月分～12月分）をまとめて申請して頂き、翌年に還付いたします。
また、来年度より一年の期間を4月から翌年3月までとするため、今年度は調整のため、令和8年1月分から3月分を分割してご請求いただきます。

☆補助金の申請方法

市が定める補助金交付申請書を12月26日までに下記の窓口に提出してください。※12月以前に退所された方は、退所から1カ月以内に提出してください。